

論点整理

I. 本検討会の検討事項

国民生活センターの機能が国に移管される¹ことを踏まえ、

- ・消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方
- ・国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方

II. 消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方

課題 1：司令塔機能の発揮

課題 2：消費者行政を担う職員の養成・確保

課題 3：総合力の充実

1. 司令塔機能の発揮

- 消費者行政は、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターだけでなく、国においても多くの省庁が担っている
- 各省庁に「早急な対応」や「制度改正」を働きかける司令塔機能が十分に発揮されることが重要
- 消費者庁は、措置要求権限を背景にした働きかけ等をしているが、期待された役割を果たしていない
- 消費者委員会は、建議・提言等により、消費者庁を含め各府省庁へ働きかけているが、消費者・現場からの意見や情報の収集が十分ではない
- 司令塔機能の十分な発揮には、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターそれぞれの権限・機能が有機的に結合し、以下の取組が段階的に展開されることが必要
 - ① 消費者からの苦情相談等を踏まえつつ、各省庁に対して現行制度による措置の実施を働きかける
 - ② 複数省庁の連携した対応が必要な場合は、連携の在り方を調整する
 - ③ 制度改正が必要な場合には、専門的知見を活用しつつ、企画立案し、働きかける
 - ④ 上記①から③の働きかけを行った各省庁に対して今後の取組みを明確にさせ、これを促す

以上を踏まえ、

¹ 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）抜粋

【国民生活センター】

- 消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成 25 年度を目途に本法人の機能を国に移管する。

- (1) 司令塔機能に「現場」をどのように結びつけるか
 - ・ 国民生活センターの現場の情報や問題意識を消費者庁、消費者委員会にどうつなげるか
- (2) 専門的知見をどのように蓄積し、集約するか
 - ・ 中長期的課題や省庁横断的な課題は、どこで審議すべきか
 - ・ 消費者庁の審議会機能をどこが担うべきか
 - ・ 消費者委員会と消費者庁の検討会等との役割分担についてはどうか
- (3) 消費者委員会の機能と審議結果の実効性の向上をどのように図るか
 - ・ 事務局体制をどのように強化するか
 - ・ 審議結果の実効性をどのように担保するか
- (4) 消費者政策会議²をどのように活用すべきか
 - ・ 消費者政策会議で上記①から④の取組をどのように取り扱うことが適当か
- (5) 内閣府特命担当大臣の総合調整権限をどのように活用すべきか

2. 消費者行政を担う職員の養成・確保

- 消費者目線を持ち、専門知識に裏付けられた職員が消費者行政を担うことが必要
- 消費者行政の推進のためには、幅広い専門性の確保が必要

以上を踏まえ、

- (1) 庁、委員会事務局に必要な専門性をどう確保するか
- (2) 庁、委員会事務局職員の消費者目線をどのように涵養するか
 - ・ 専門性を持った他府省庁からの職員は消費者目線をどのように身に付けるのか
- (3) 国民生活センターの職員の活躍の場をどのように広げるか
- (4) 庁、委員会事務局、国民生活センターを中心に人材の育成・確保を長期的にどう行うか

3. 総合力の充実

- 消費者行政は、消費者庁、消費者委員会、国民生活センター、他府省庁の有機的な連携に加え、総合力の発揮のために、民間や地方を含めた幅広い力の結集が必要

² 消費者基本法に基づき、消費者基本計画の案を作成するほか、消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関して審議。また、消費者政策の実施を推進するとともに、その状況を検証し、評価し、監視。内閣総理大臣が会長を務め、全閣僚及び公正取引委員会委員長が委員。内閣府に置かれている。

- ①消費者による強力な後押しが不可欠であり、消費者団体をはじめ広く消費者問題に関心を持つ関係者の知恵と熱意を結集し、共感しながら推進していくことが必要
- ②消費者行政は、地方消費者行政の現場と密接に結びつく必要

以上を踏まえ、

- (1) 消費者団体の役割をどのように認識し、消費者からの視点や知見を行政にどのように反映させる仕組みを作っていくか
- (2) 消費者団体をはじめ、民間活動の発展を支援できる体制をどのようにつくっていくか
- (3) 地方との連携をどのように進めるか
 - ・地方との連携による法執行力の充実をどう図るか
 - ・海外との越境消費者トラブルの相談にどのように対応していくか

※消費者庁及び消費者委員会設置法附則3項における「消費者の利益の擁護及び増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方」の見直しは、別途、消費者委員会の場において関係省庁と検討する。

Ⅲ. 国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方

課題：国民生活センターの各機能について、その全てを維持し、基本的に一体性を確保しつつ、より一層充実させ、消費者行政の体制を強化することが必要

この課題を踏まえ、

1. 各機能について

- (1) 各機能の「維持」をどのように図るか
 - ・相談・あっせん、ADRの柔軟性をどのように維持するか
 - ・相談・あっせん、ADRと執行をどのように分離するか
 - ・注意喚起のスピード感・独立性をどのように維持するか
 - ・制度の改善要望機能を質量ともにどう維持するか
 - ・消費者・消費者団体の支援をどう維持するか

 - ・消費者に親しみのある国民生活センターの良さをどう維持するか
- (2) 各機能の「一体性」をどのように確保するか
 - ・どの機能について一体性を確保する必要性が高いのか
 - ・一部の機能を組織的に分けた上で、一体性を確保することはできないか

- (3) 機能の一層の「充実」をどのようにして実現するのか
 - ・各機能の充実をどのように図るか
 - ・地方消費生活センターへの支援をどう充実させるか
 - ・情報の集約・分析機能をどう向上させるか

- (4) 国への移行をどのように「消費者行政全体の体制強化」につなげるか

2. 国民生活センターの機能を担う国における組織形態について

- (1) 組織形態として、内部部局、附属機関（審議会等、施設等機関、特別の機関）のどれがふさわしいか
 - ・それぞれの特徴は何か
 - ・組み合わせることは考えられるか

- (2) 次の移管先それぞれについて、どのようなことが期待できるのか。想定される課題を解決し、期待を実現するために、どのような工夫（法制度や運用上の工夫など）ができるか。
 - ①内閣府本府
 - ②消費者委員会
 - ③消費者庁

- (3) 消費者行政の課題（司令塔機能、担い手、総合力）に照らし、どのように考えられるのか

以上を踏まえ、どのような組織の具体的なあり方が、消費者行政の体制強化につながるのか。また、そのあり方において、「政府から独立した法人」³との考え方の趣旨はどのように活かされているのか

³ いわゆる「政府から独立した法人」については、「国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議」中間取りまとめ（平成23年12月6日）において、「政府から一定の独立性を保ちつつ国が責任をもって運営費を措置する法人形態であり、かつ独立行政法人の整理合理化の路線から外す扱いとされるもの」とされている。